

行動計画策定

平成31年4月1日策定

1. 目 標

男性並びに女性教職員が仕事と子育てを両立させることを引き続き支援するとともに、教職員全員が働きやすい環境を整備することによって個々の能力を十分に発揮し、優秀な人材の確保ができるよう行動計画を策定する。

2. 計画期間 平成31年4月1日～令和4年3月31日（3年間）

3. 内 容

目標1 育児休業・介護休業法等法令に基づく諸制度の情報提供と制度の周知を図る。

<対策>

- ① 令和元年10月～ 諸制度の周知状況を各部署に調査する。
- ② 令和2年 5月～ 調査を踏まえ、各部署回覧等を活用し教職員にさらなる周知・啓蒙活動を行う。

目標2 教職員の育児休業の取得を、男性教職員は1人以上、女性教職員は90%以上とする。

<対策>

- ① 令和元年7月～ 1歳未満の子を育てる男性職員向けに育児休業取得促進を行う。
- ② 令和元年4月～ 産前産後休暇を取得する女性職員向けに育児休業取得促進を行う。

目標3 教職員の年次有給休暇の取得を促進するための周知・広報活動を行う

<対策>

- ① 令和元年9月～ 教職員の年次有給休暇の取得状況を通知するとともに、所属長に対しても各部署教職員の年次有給休暇取得状況を通知し、取得率向上に繋げる。

目標4 女性が活躍できる職場であることについての求職者に向けた広報を行う。

<対策>

- ① 令和元年9月～ 採用パンフレットの内容を見直すとともに女性が活躍できる職場であることを新卒者採用説明会等において積極的に広報する。

以 上